

保健師助産師看護師国家試験受験資格認定 Q&A

質問区分	質問内容	回答
受験資格認定全般について	Q1. 外国にて、看護師ではなく准看護師免許を取得しました。日本の看護師受験資格認定の審査の対象になりますか？	A1. 外国にて准看護師免許を取得した方は、審査の対象ではありません。
	Q2. 申請時点では看護師免許を取得見込みですが、審査の対象になりますか？	A2. 看護師免許制度がある場合、看護師免許取得見込みの段階の方は、審査の対象ではありません。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q3. 看護師免許制度のない国の場合は、どのようにすればよいですか？	A3. 受験資格認定の審査の対象は、原則として外国の看護師免許を取得している方です。ただし、看護師免許制度がない場合、個別にご相談ください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q4. 修業年限や履修時間が認定基準を満たしているかについて、申請時や問い合わせ時に教えてもらうことはできますか？	A4. 修業年限や履修時間が認定基準を満たしているかについては、認定審査で判断されますので、申請時やお問い合わせ時にお答えすることはできません。なお、認定審査は基礎学歴、看護師学校養成所の教育内容等を総合的に審査いたします。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q5. 外国看護師学校養成所の入学前の基礎学歴が修業年限が12年未満です。審査の対象になりますか？	A5. 基礎学歴が12年未満の方は原則認定されません。ただし、審査において、外国看護師学校養成所卒業後、短期大学、大学、大学院(日本国内・国外を問わない)に入学、編入学したことをもって、高等学校卒業以上(修業年限12年以上)と同等とみなす場合がありますので、入学、編入学した短期大学、大学、大学院の卒業(修了)証明書、在学証明書を申請時に提出してください。
	Q6. 看護師免許取得後に、大学等にて看護に関する教育を受けました。この教育内容や履修期間は専門科目の教育内容に含めることができますか？	A6. 審査対象は免許を取得するまでの教育内容です。
	Q7. 卒業した外国看護師学校養成所の修業年限が3年未満です。審査の対象になりますか？	A7. 外国看護師学校養成所の修業年限が3年未満の方は、原則認定されません。ただし、審査において、学位取得者または一定以上の単位取得者を対象とする修業年限3年未満の外国看護師学校養成所を卒業し、外国において看護師免許を取得した方の場合、看護師学校養成所の修業年限を3年と同等とみなす場合があります。この場合、外国看護師学校養成所における学位取得者または一定以上の単位取得者対象の教育課程への入学要件、学位取得者対象の教育課程の教育内容が通常3年以上の修業年限を要する看護教育と同等であること、外国看護師学校養成所にその教育課程が存在すること、および申請者がその教育課程を修了していることを証明する文書を提出してください。
	Q8. 外国保健師学校卒業までの修業年限が、16年未満です。審査の対象になりますか？	A8. 外国保健師学校卒業までの修業年限が、16年未満の者は原則認定できません。個別にご相談ください。(助産師の場合においても同様です。)
	Q9. 外国助産師養成学校を卒業し、助産師の免許を取得しております。看護師免許は取得しておりません。審査の対象になりますか？	A9. 助産師免許のみを取得する課程を卒業し、助産師免許のみを取得した方は原則認定できません。個別にご相談ください。
必要書類について	Q10. 施設長の署名が必要な書類に、施設長の署名をもらうことができない場合は、どのようにすればよいですか？	A10. 施設長の署名が必要な書類に、施設長の署名が得られない場合、同施設の学部長以上の職位の方から署名を得てください。ただし、その場合、書類またはウェブサイト等で署名した方の職位を証明することが必要となります。
	Q11. 看護師免許証の有効期限が切れています。有効な免許として認められますか？	A11. 有効期限が切れている免許は有効な免許として認められません。なお、免許は申請時点ではなく、認定審査の時点で有効期限内である必要があります。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q12. 看護師免許証が紙面で発行されておらず、ウェブ上で免許取得状況を閲覧できるようになっている場合は、どのようにすればよいですか？	A12. 免許証が紙面でなくウェブ上で免許取得状況を閲覧できる場合、閲覧画面を印刷し、URLを明記のうえ、紙面の免許と同様の方法でご用意ください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q13. 資格試験制度がない国の場合は、「外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書」は、どのようにすればよいですか？	A13. 受験資格認定の審査の対象は、原則として国家試験、またはこれと同等の制度が確立されていることです。ただし、資格試験制度がない国の場合は、個別にご相談ください。
	Q14. 「卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類」とはどのようなものですか？	A14. 当該書類は、外国看護師学校養成所の教育課程、シラバス等を指しております。なお、書類作成上の留意点は以下の通りです。(保健師、助産師の場合においても同様です。) <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容は全体の概要ではなく、履修した科目ごとに明示してください。 ・教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載してください。 ・単位制であっても時間数に換算してください。なお、単位数を時間数に換算する方法については当該校に確認し、当該施設長の証明のある書面で確認できるようにしてください。 ・クォーター制の場合、セメスター制に換算し直してください。 ・在学当時(西暦何年)に履修した教育内容を記載してください。当該校における現在の教育内容ではないので、注意してください。 ・学業成績書または学業成績証明書で証明されている全ての履修科目について教育内容、単位数及び時間数を明らかにしてください。 ・当該校ウェブサイトからダウンロードした場合、URLを明記してください。その場合も当該施設長の証明があるものに限りです。
	Q15. 「卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類」について、単位数ではなく、時間数で履修している場合は、どのようにすればよいですか？	A15. 単位数と時間数の両方を記載していただくことが原則です。ただし、単位数がない場合は、時間数のみ記載してください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
	Q16. 「外国で看護師免許を取得した者」についてはその根拠法令の関係条文の抜粋について、看護師免許を取得した当時の根拠法令の関係条文が見つけれない場合は、どのようにすればよいですか？	A16. 免許取得国の公的機関(根拠法令を所管する省庁、大使館、領事館等)にご確認ください。(保健師、助産師の場合においても同様です。)
その他	Q17. 「免許取得国の大使館、領事館等において真実である旨の確認を受ける」とありますが、免許取得国の大使館、領事館にて手続きが行うことができない場合は、どこで手続きを行うことができますか？	A17. 「真実である旨の確認」は、免許取得国の大使館、領事館等にて受けてください。なお、外国に所在する日本国の大使館および領事館では行いませんのでご注意ください。免許取得国の大使館、領事館等にて「真実である旨の確認」を受けることが困難な場合は、免許取得国内で実施されている、大使館、領事館等以外にて「真実である旨の確認」を受ける方法に従い、「真実である旨の確認」を受けてください。なお、大使館、領事館等以外での「真実である旨の確認」を受ける方法は国や地域によって異なります。上記方法で「真実である旨の確認」を受けることが困難な場合は、個別にご相談ください。
	Q18. 「真実である旨の確認」を受けた書類の内容に変更が生じた場合は、再度「真実である旨の確認」を受ける必要がありますか？	A18. すでに「真実である旨の確認」を受けた書類の内容に変更が生じた場合、あらためて「真実である旨の確認」を受ける必要があります。